

雇用保険（失業給付）受給に関する誓約書

1 被扶養者として申請する家族（認定対象者）について

氏名： _____ 続柄： _____

2 雇用保険（失業給付）を受給しない者、または受給延長する者（該当者に☑）

☐ 認定対象者

☐ 認定対象者を扶養していた者（氏名： _____ 認定対象者からみた続柄： _____）

↑ 退職にともない、認定対象者の扶養の異動を希望する場合はこちらに記入してください。

3 添付書類（該当するものに☑）

受給しない場合

☐ 雇用保険被保険者 離職票－1、離職票－2（写）

受給延長する場合

（入手に時間を要する場合）

☐ 雇用保険受給期間延長通知書（写） または ☐ 退職日のわかる書類＋延長理由のわかる書類

健康保険の被扶養者申請に関して、次のとおり誓約いたします。

- 被扶養者の認定を受けるにあたり、上記の者は雇用保険（失業給付）を受給いたしません。または、受給延長いたします。
- 延長により申請する場合、雇用保険受給期間延長通知書が届き次第、速やかに提出することをお約束いたします。
- 被扶養者認定中に延長していた雇用保険（失業給付）を受給開始する場合は、速やかに「被扶養者（異動）届」により、ハローワークへの求職申し込み日をもって扶養の取消手続きを行うことをお約束いたします。
- 扶養の取消手続きを行わず、雇用保険（失業給付）の受給が判明した場合、次のいずれかに遡及し扶養の取消が行われても異議を申し立ていたしません。また、その間東芝健保が負担した医療費・健診費用などを返還することをお約束いたします。
【受給しないことを誓約した場合】…… 申請時
【受給延長していた雇用保険（失業給付）を受給開始した場合】…… ハローワークへの求職申し込み日

誓約日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 被保険者等記号・番号 _____

被保険者氏名
(記 名) _____

- ※1 雇用保険（失業給付）の待期期間・給付制限期間は一時的な収入減とみなし、被扶養者として認定できません。ただし、雇用保険（失業給付）の受給が開始し、基本手当日額等の認定要件を満たせば申請可能となります。
- ※2 もともと被保険者以外の家族が認定対象者を扶養しており、その家族の退職にともない扶養の異動を希望する場合も※1と同様の取り扱いとなります。
なお、子の扶養の異動の場合、扶養していた家族の基本手当日額等を超えていても、被保険者を生計維持者として当健保が認めた場合は認定可能となります。

◎被扶養者の認定要件・手続き等は、東芝健保ホームページー健保のしくみー家族の加入についてを参照ください。

〈本誓約書に記載した個人情報については、ホームページ等に掲載の利用目的以外には使用いたしません。〉